

平成30年度

いじめ防止基本方針

垂井町立北中学校

はじめに

ここに定める「垂井町立北中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、垂井町立北中学校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) 学校としての構え

- ・学校は、生徒の心身の安心・安全を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取り組み

教職員と生徒たちとの信頼関係、生徒同士の信頼関係「仲間づくり」を築き、強固にする。

- (1) 生徒たちが主体的に考え、活動する場面を大切にし、「語り、学び合う授業」をめざして、「分かった」「できた」「楽しかった」という思いをもたせることができる授業を工夫する。
- (2) 教職員と生徒との間に望ましい人間関係を築くことにより、生徒が信頼して自分の苦しみを訴えることができるようにする。そのために、日頃から生徒との触れ合いの時間を多くし、相互信頼の関係をつくりあげる。

- (3) 生徒同士では、学級目標を強く意識し、「この仲間と一緒に過ごせて本当によかった」と言える仲間づくりを目指す。特に、各行事や教育活動に向けての取り組みで、「仲間づくり」を強く意識して指導することはもちろん、相手を傷つけるようなトラブル時には、傍観者にならず「厳しい思いやり」＝注意ができる、自浄力のある集団を目指して信頼関係を強固にする。
- (4) 個々の生徒理解に努め、よさやがんばりを認め、位置付け、所属感や自己有用感をもたせる指導を充実する。
- ①自己有用感や自己肯定感を与える
- ・毎時間の授業の中で、10人以上の生徒のよさや頑張りを見つけ価値付ける。
 - ・係活動や学級組織の中で、自分のよさや得意なことを生かして活動できるようにする。
 - ・学校行事等への取り組みの中で、役割を分担し、各自が力を発揮できるようにする。
 - ・地域の行事やボランティア活動に、学校や地域の一員として主体的に参加し、貢献できるようにする。
- ②共感的な人間関係を育成する
- ・自分の願いや目標を決めたり、実際の活動やそれを振り返ったりする場面で、互いのよさを認め合い、信頼を高められるようにする。
 - ・学年間の交流を通じ、それぞれの立場を思いやりながら活動できるようにする。
 - ・グループ活動において、考え方や性別等の違いを超えて、互いに協力できるようにする。
- ③自己決定の場を与える
- ・学校や家庭生活について、具体的な実践課題を決め、努力して改善が図られるようにする。
 - ・部活動の中で、自分なりの目標をもって参加できるようにする。
 - ・諸行事に、学級や自身の目標をもって参加し、達成感を味わえるようにする。
- (5) 道徳の時間や学級活動、「ひびきあい週間」の指導等を通して、思いやりの心や生命尊重の精神を育む。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより学年・全校集会等でも適時取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
 - ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
 - ・命を大切にできる心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
 - ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- (6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
 - ・インターネットの正しい活用の仕方やトラブルの防止についての研修会を開催し、危険や情報モラルに対する理解を深める。
- (7) 教職員の研修の充実
- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「生徒指導リーフ」「いじめ防止 これだけは!」「教育相談 これだけは!」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
 - ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。
- (8) 保護者との連携
- ・児童や保護者からの訴え、相談には真摯に耳を傾けると共に、校長のリーダーシップの下、ケース会議、いじ

- め未然防止・対策委員会を行う等、全職員の共通理解のもと、見守り、支援を行う。
- 保護者に事実を伝えるとともに、誠意をもって指導の方針を説明し、理解を得られるように努める。

3 いじめの早期発見のための取り組み

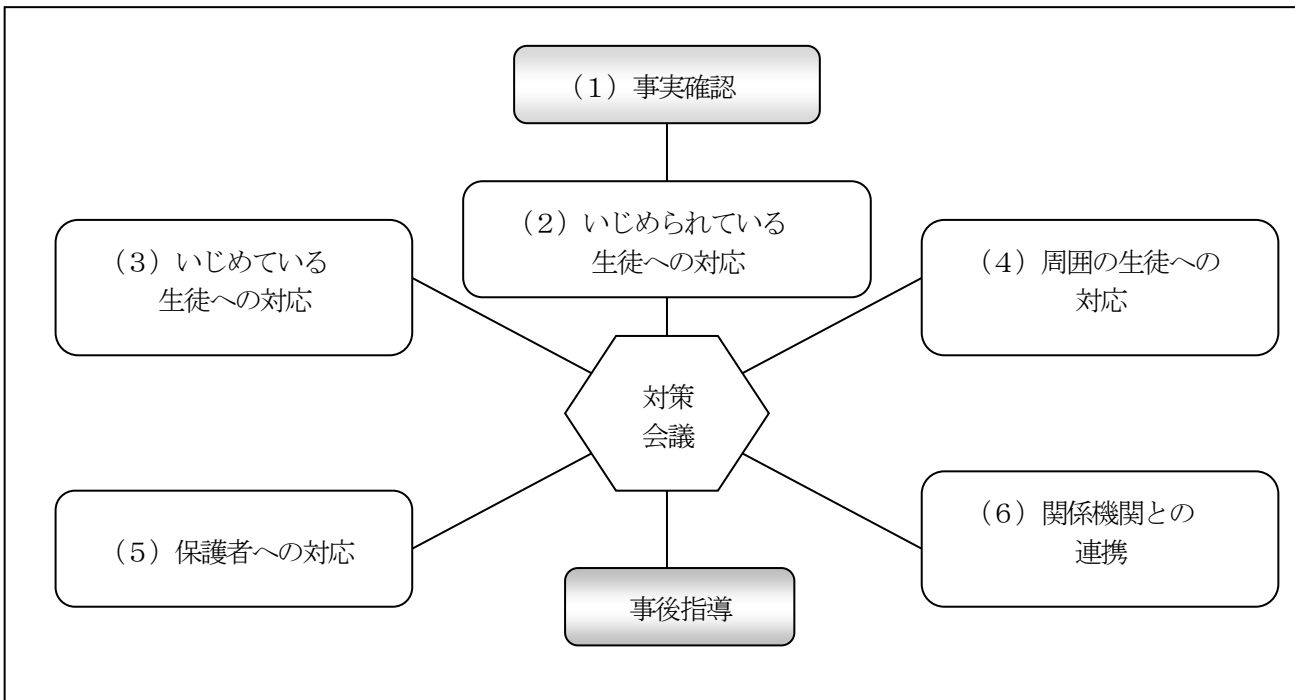
すべての教職員が「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識をもち、アンテナを高くし、その感度を鋭くする。

- 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」(資料1)をもとに、日常的な観察を行うことで、生徒たちの変容を見抜くようにする。
- 学級担任と生徒で行う「教育相談」、学校と保護者が交わる「学年・学級懇談会」や「PTA本部役員会」「PTA専門委員会」、学校と地域が交わる「学校評議員会」「民生児童委員さんと語る会」等での対話を通じて、一人一人の生徒の状況をきめ細かに把握する体制を整備する。
- 養護教諭や個別支援員、スクールカウンセラー、スクール相談員、場合によってはスクールアドバイザーと連携を図り、生徒の悩みを積極的に受け止める教育相談体制を整える。
- 家庭へ協力をお願いし、「家庭用チェックリスト」(資料2)の活用を促したり、生徒自身が行う「いじめアンケート」「心の相談アンケート」を活用したりして、定期的、継続的な調査の実施と結果分析に基づいた計画的な取り組みを行う。また、毎日生徒が記している生活記録から状況を把握する。

4. いじめを確実に解消していくために

いじめが発生した場合には、問題が起きた背景を迅速かつ丁寧に把握し、いじめられた生徒や保護者の気持ちに寄り添いながら、組織で問題の解決を図る。

いじめ発生から解決に至るまでの対応のモデル



(1) 事実確認

- いじめの訴え、いじめに関する情報、いじめと思われる状況の察知。

②管理職等への報告・事実確認等の対応の決定。

- ・いじめの判断は一人ではない。(生徒指導主事、学年主任等への報告・協議)
- ・校長へ迅速に報告し、初動対応の方向を決定する。
- ・情報提供者への配慮。
- ・スクールカウンセラーやスクール相談員の専門性を生かす。

③関係児童生徒からの事実の確認

- ・複数の職員で対応し、個別に話を聞く。
- ・共感的に聴き、事実を確実につかむ。

(2) いじめられている生徒への対応

- ・いじめ未然防止・対策委員会における方針の決定。
- ・いじめられている生徒の立場で、共感的な理解に努める。特に、いじめられている生徒を最後まで守り通すという姿勢をもって対応するなど、信頼関係を改めて築くことを大切にする。

(3) いじている生徒への対応

- ・いじめ未然防止・対策委員会における方針の決定。
- ・いじている側の生徒には、相手の苦しみを理解させるとともに、自分の責任を自覚させる。また、思いやりの心を大切にするような指導を通し、二度と同じことを繰り返さないようにする。

(4) 周囲の生徒への対応

- ・いじめ未然防止・対策委員会における方針の決定。
- ・いじめられている生徒の心の苦しみを理解させ、再発防止に向けた指導を行う。

(5) 保護者への対応

- ・いじめ未然防止・対策委員会における方針の決定。
- ・双方の保護者と直接会い、事実とともに学校の指導方針を伝える。いじめが表面上収まっても、定期的に学校生活の様子を保護者に伝え、協力を得る。

(6) 関係諸機関との連携

- ・学校内だけでは解決を図ることが困難な場合には、更なる事態の悪化を防ぐために教育委員会と連携し、必要に応じ、他の関係諸機関とも速やかに連携を図る。

5、不登校重大事態への対応

法第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1) 調査の目的

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・たとえ自らに不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が何よりも重要。

(2) 不登校重大事案に該当するか否かの判断

- ・欠席期間が30日（目安）に到達する前から教育委員会に報告・相談し、情報共有を図る。
- ・不登校重大事案は、欠席の継続により、それを早期の段階で予測できることも多い。したがって、踏み込んだ準備作業（既に実施した定期的なアンケート調査の確認、いじめの事実確認のための関係生徒からの聴取の確認、指導記録の記載内容の確認等）を行い、判断に結びつける。

(3) 不登校重大事態発生時の措置

①発生の報告

- ・垂井町教育委員会へ報告する。（情報は、教育委員会から町長へと報告される。）
- ・報告内容は、「学校名」「対象生徒の氏名、学年、性別等」「欠席期間」「報告の時点における対象生徒の状況」「重大事態に該当すると判断した根拠」
- ・報告は、判断後、7日以内に行うことが望ましい。

②調査の実施

- ・調査主体の決定は垂井町教育委員会である。ただ、不登校重大事案に係る調査は、主としていじめの解消と対象生徒の学校復帰の支援につなげることを目的とする。よって、校内の日常の様子や教職員・生徒の状況は学校において把握していることを踏まえると、調査に際して学校の果たす役割は大きい。そこで、学校が調査に当たることを原則とする。
- ・調査は、設置者または学校の下に「組織を設け」て行うものとされている（法第28条第1項）。学校が調査組織を設ける場合、下に示す「いじめ防止・対策委員会」がその母体となる。

6、いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、保健主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭 等
 学校職員以外：PTA本部役員、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、民生児童委員、人権擁護委員、弁護士、医師等

7、いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の実態についての引き継ぎ会（小→中、学年→学年） ・PTA総会での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ・学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施（「学校いじめ防止基本方針」、前年度の実態と対応等） 	「方針」の確認

5月	・「教育相談 これだけは！」を活用した研修の実施 ・第1回校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施	
6月	・「心の健康調査」実施 調査に基づく生徒理解 ・いじめアンケートの実施 教育相談週間の実施	
7月	・学校評議員会等で「学校いじめ防止基本方針」説明 ・民生委員と語る会で「学校いじめ防止基本方針」説明 ・「学校生活アンケート」・教育相談週間の実施 ・第1回「学校評価アンケート」(対策等の見直し) ・第2回校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施	第1回県いじめ調査
8月	・職員研修会(ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会) ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施(2学期の取組)	夏季休業中の指導
9月	・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・ホームページ等による取組経過等の報告	
10月	・「心の調査アンケート」 教育相談週間の実施 ・第3回校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・職員研修「いじめ防止」	
11月	・「ひびきあいの日」に向けた取組「ひびきあい週間」(全校での人権尊重・いじめ防止対策の取組) ・人権講演会の実施	
12月	・第2回「教職員の学校評価アンケート」(次年度に向けて) ・第4回校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	・職員会(2学期のいじめ防止対策の取組の振り返り)	
2月	・「ひびきあいアンケート」の実施 ・第5回校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・学校評議員会 ・「心の健康調査」実施 調査に基づく生徒理解	
3月	・第3回「教職員の取組評価アンケート」(1年間の評価) ・学校だより、ホームページ等による次年度の取組等の説明	第3回県いじめ調査 (国の調査を兼ねる)

8、学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見の取組に関する事
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関する事

9、個人調査(アンケート等)について

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等は資料として重要となることから、5年間保存する。

10、いじめを早期に発見するためのチェック項目

いじめチェックリスト (資料1)

【表情・態度】

元気がなく、落ち込んでいる。

視線を合わせようとしない、態度がおどおどしている。

顔色が冴えない。

表情が暗く、硬い。

沈み込んだり、泣いたり、情緒が不安定である。

【学校内での様子】

遅刻や早退が目立ち、学校を休みがちである。

持ち物や教科書、ノートなどにいたずら書きがある。

教科書やノート等の持ち物がよく紛失する。

傷やあざ、鼻血を出した跡がある。

教員から離れようとせず、何かを訴えたような行動をとる。

仲間に入れずに一人でぼつんとしている。

保健室の出入りが多くなる。

休み時間に便所などに閉じこもる。

授業前ぎりぎりに教室に戻る。または、教室に戻りたがらない。

意見を述べると周囲から野次や奇声をとぶ。

勝手に席を替えられている。

人の嫌がる仕事をしたり、最後まで一人で仕事をしたりする。

給食を食べ残すことが多くなる。

一人で掃除や片付けをしていることが多い。

日記や生活ノートなどに不安や悩みを訴える。

理由もなく成績が下がる。

【集団の様子】

ふざけた雰囲気の中で、班長や学級代表等を選ぶ。

授業中、特定の生徒の方にみんなの視線が向く。

いつも特定の生徒の机が曲がっている。机を離す状況が見られる。

掲示物や黒板に悪口の落書きがある。

些細なことで冷やかすグループがある。

失言を笑われる生徒がいる。

仲間に入れずに、一人になってしまう生徒がいる。

一人で掃除や給食の片付けをしている生徒がいる。

あるグループが、他の生徒に指示したり、威嚇したりする態度が見られる。

家庭用チェックリスト (資料2)

目立って元気がなくなり、口数も少なくなってきた。

「学校へ行きたくない」などと言い出すことが増えてきた。

食欲がだんだんなくなってきた。

朝、起きた時や登校時になると体の具合が悪くなったり、異常を訴えたりすることがたびたびある。

学校から帰ったときの表情に、明るさがなくなった。

部屋に閉じこもって、誰とも話をしなくなった。

学校や友達の話をするのが少なくなった。

衣服が汚れていたり、怪我をして帰宅したりすることがよくある。

持ち物がなくなることがよくある。